

開 議 午後1時

○議長（飯島弘之） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（飯島弘之） 出席議員数は、65人です。

○議長（飯島弘之） 本日の会議録署名議員として小野正美議員、波田大専議員を指名します。

○議長（飯島弘之） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（鈴木和弥） 報告いたします。

川田ただひさ議員、おんむら健太郎議員は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、それぞれ届出がございました。

また、荻田建設局長は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、届出がございました。

去る12月8日、人事委員会委員長から、議案第8号、第9号、第12号、第14号の4件について意見書が提出されましたので、その写しを各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、議案等審査結果報告書は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

○議長（飯島弘之） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号から第30号まで、第32号から第41号まで、陳情第12号の41件を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長 藤田稔人議員。

（藤田稔人議員登壇）

○藤田稔人議員 総務委員会に付託されました議案14件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）中関係分、議案第8号 札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案、議案第9号 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案、議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第20号 札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案の8件についてですが、主な質疑として、特別職の期末手当引上げについて、人事委員会による調査や勧告等の対象外であるが、どのような根拠により実施するのか。駒岡清掃工場の更新事業建設工事について、インフレスライドによる金額の上昇率等が大きい工種はどのようなのか。消防ヘリコプターの運航体制について、希望する期間にレンタル機を借用できない等の課題があるが、2機保有する必要性についてどのように考えるか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党田中副委員長、日本維新の会 丸岡委員から、議案第1号中関係分及び第10号の2件については、否決すべきものとの立場でそれぞれ意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第1号中関係分及び第10号の2件は、賛成多数で可決すべきものと、議案第8号、第9号、第11号から第13号まで及び第20号の6件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、第25号、第30号及び第35号から第37号までの6件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、財政市民委員長 かの太一議員。

（かの太一議員登壇）

○かの太一議員 財政市民委員会に付託されました議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）中関係分、議案第4号 令和5年度札幌市公債会計補正予算（第3号）、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定の件（資料館）、議案第33号 訴えの提起の件（保証債務履行請求）、議案第34号 訴えの提起の件（保証債務履行請求）及び議案第38号 令和6年度当せん金付証券の発売限度額を定める件の6件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、文教委員長 竹内孝代議員。

（竹内孝代議員登壇）

○竹内孝代議員 文教委員会に付託されました議案9件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）中関係分、議案第14号 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案、公の施設の指定管理者の指定に関する議案第15号、第16号及び第19号の5件についてですが、主な質疑として、学校施設における照明器具のLED化について、電気代の削減が期待され、財政負担の軽減につながる有効な手段と考えるが、どのように進めていくのか。ちあふる・みなみの小規模保育事業について、3歳で卒園する子どもの受入先が確保できるよう、保育所等と連携を図っていくべきと考えるがどうか等の質疑がありまし

た。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案5件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、真駒内地区新設義務教育学校の整備に当たっては、敷地が二つに分かれることにより住民から安全性を懸念する声があるが、どのように対応していくのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党小形委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第29号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第22号、第23号及び第40号中関係分の3件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、厚生委員長 佐藤綾議員。

（佐藤 綾議員登壇）

○佐藤 綾議員 厚生委員会に付託されました議案6件及び陳情1件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）中関係分、議案第2号 令和5年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和5年度札幌市介護保険会計補正予算（第2号）、議案第24号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第40号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第6号）中関係分及び議案第41号 令和5年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第1号）の6件についてですが、主な質疑として、臨時小児ドライブスルー外来は、感染症流行期における医療体制として有効であることから、今後も実施していくべ

きと考えるが、どうか。物価高騰対応臨時給付金の交付に当たり、マイナンバーカードを保有している支給対象者に関しては、マイナポータルのお知らせ機能を活用することで事務の効率化が図られると考えるがどうか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党長屋委員から、議案第41号については否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第41号は、賛成多数で可決すべきものと、議案第1号中関係分、第2号、第3号、第24号及び第40号中関係分の5件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第12号 精神障害者の公共交通機関運賃割引の導入促進を国に求める意見書に関する陳情についてですが、主な質疑として、精神障がい者の交通運賃割引に関連して、制度実現のためには、交通事業者に対する国からの働きかけが重要であるため、本市からも国に求めていくべきと考えるが、どのような取組を行っているのか。市営交通を除くほぼ全ての公共交通機関が導入していない現状を障害者基本法や障害者権利条約の理念に照らしてどのように受け止めているのか等の質疑がありました。

これらに対し、理事者からは、本市としては、障害者基本法や障害者権利条約の理念等にある全ての障がいのある方の社会参加支援の観点から、精神障がいのある方についても、身体や知的障がいのある方と同様の取扱いが望ましいと考えており、毎年、国及び交通事業者に対して要望を行っている等の答弁がありました。

続いて、討論を行いましたところ、民主市民連合うるしはら委員から、採択すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、陳情第12号は、全会一致、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、建設委員長 小須田

大拓議員。

（小須田大拓議員登壇）

○小須田大拓議員 建設委員会に付託されました議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）中関係分、議案第7号 令和5年度札幌市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定の件（都市公園）、議案第27号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案、議案第28号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案、議案第32号 財産の処分の件議決変更の件（住宅団地用地）及び議案第39号 市道の認定及び変更の件の7件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、経済観光委員長 村松叶啓議員。

（村松叶啓議員登壇）

○村松叶啓議員 経済観光委員会に付託されました議案5件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）中関係分及び議案第40号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第6号）中関係分についてですが、主な質疑として、プレミアム商品券の新規発行に関連して、現商品券事業において顕在化した課題等を踏まえ、市民の利便性向上につながる手法を検討していくことが重要と考えるが、どのように進めていくのか。事業者の参加しやすい制度を構築することが重要だが、今後どのように負担軽減を図っていくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第1号中関係分及び第40号中関係分の2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例案についてですが、主な質疑として、求償権放棄条例の制定に関連して、経営困難に陥った事業者が一定の条件を満たす場合、個別の議決を経ることなく、市長判断による債権放棄を可能とするものだが、本条例の必要性をどう考えているのか。事業再生のみならず、私的整理による廃業まで対象とすることにより、どのような効果を見込んでいるのか。本条例に係る事業再生や廃業支援は最終手段であり、経営困難に陥る前段階の支援につなげるからこそが重要と考えるがどのように取り組んでいくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第26号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第5号及び第6号の2件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、田中啓介議員。

（田中啓介議員登壇）

○田中啓介議員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案40件中議案第1号並びに第10号、第27号、第29号、第41号の5件に反対、残余の議案及び陳情第12号に賛成の立場から、討論を行います。

このたびの議案には、札幌市人事委員会勧告や地方自治法改正に伴う本市職員の給与改定案が盛り込まれています。

若年層に重点を置き、高卒初任給を1万2,200円、大卒初任給を1万1,000円引き上げるなど、給与表を増額改定し、期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるなどの職員給与改定案は、市内労働者全体の賃上げの好循環をつくるためにも必要であり、賛成するものです。

しかし、市長など特別職職員の期末手当まで0.1月分引き上げることは認めることができません。

よって、特別職職員の給与改定である議案第10号と、そのための補正額が含まれる議案第1号に反対です。

なお、会計年度任用職員の給与を一般職と同様に遡及するべきことを申し添えます。

議案第27号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案は、時計台周辺地区の地区整備計画区域について、時計台や大通公園と周辺の建築物が調和したまち並みを形成するとして加算容積率を設けたことで、より高層の建築物が建てられる計画となります。

我が党は、本市が誇る豊かで広大な自然や時計台などの文化財を生かすため、まちづくりには、景観への特段の配慮が必要と求めてきました。今ある建物以上の高層建築物を許容するというまちづくりは見直すべきです。

議案第29号 札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案についてですが、この内容には、真駒内桜山小学校と真駒内中学校を併せて廃止し、義務教育学校とすることが含まれています。

本市は、2011年6月に、真駒内小学校、真駒内南小学校、真駒内曙小学校、真駒内緑小学校の4校を廃止し、真駒内公園小学校と真駒内桜山小学校の2校を設置する条例改正を行いました。このたび、12年前に統廃合した真駒内桜山小学校を真駒内中学校と併せて廃止し、義務教育学校にするという経過をたどっています。本市の義務教育学校の提案は、真駒内地域の住民にとって度重なる

学校再編であり、不安や疑問が多く出されるのは当然のことです。

地元住民からは、700名を超える学校を設置することは反対、きめ細やかな対応は小規模の学校でこそ実現でき、大規模な学校では難しい、教育のさらなる推進を図ることができる説明が不十分などの声が本市に寄せられています。これらの声に対し、本市は、国の基準であり、義務教育学校として十分に機能すると答えるのみで、説明や議論が尽くされたとは言えず、合意は不十分です。

よって、議案第29号に反対です。

議案第41号 令和5年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第1号）、7,700万円に反対する理由は、マイナンバーカードと保険証の一体化により、保険証を廃止することに伴うシステム改修だからです。

マイナ保険証を保有していない人への対応として、資格確認書を5年間のみ申請によらず交付するとの国の取扱いは、現在の保険証を使う場合と全く変わりなく、そのまま使えるようにすれば済むことです。

このたびの資格確認書を発行するためのシステム改修は、マイナンバーカードの保有は任意だとしながら強制するという矛盾をかわすための国による非合理的な施策がもたらすものであり、認めることはできません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、丸岡守幸議員。

（丸岡守幸議員登壇）

○丸岡守幸議員 私は、日本維新の会を代表いたしまして、ただいま議題となっております議案のうち、議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに、これに関連して、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）の2件に反対の立場で、残余の議案及び陳情第12号に賛成の立場で、討論を行います。

我が会派が議案第10号 札幌市特別職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対いたしますのは、当該条例案が市長、副市長を含む特別職の期末手当の増額を内容とするものであり、これに連動して、市議会議員の期末手当の額も上がることになるからでございます。

期末手当0.1か月分の増額ということでございますが、食料品や燃料代の高騰をはじめとする昨今のこの物価高の中で、市民生活は厳しさを増すばかりです。積雪寒冷地の札幌において、本格的な冬の到来とともに、灯油、ガスなどの需要も増してまいります。

そうした中で、市長、副市長をはじめとする特別職の期末手当を増額すること、さらには、これに連動する形で市議会議員の期末手当が増額となることについては、到底、市民の皆様の理解を得られるものではないと認識しております。

申すまでもございませんが、市長を中心とした札幌市政のかじ取り役を任されているお立場の方々、そしてまた我々市議会議員は、このような厳しい社会経済情勢だからこそ、市民生活に寄り添う姿勢を忘れてはいけないと思うのであります。

そのような考えを基に、期末手当の増額を内容とする議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案並びに期末手当の増額内容を含む議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）には、当会派として断固反対いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、米倉みな子議員。

（米倉みな子議員登壇）

○米倉みな子議員 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、ただいま議題となっております議案40件のうち、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第5号）、議案第10号 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第41号 令和5年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第1号）の3件に反対、残

余の議案に賛成の立場で、討論を行います。

議案第10号は、市長等の特別職の期末手当の支給月数0.1か月分の引上げと、それに伴い、市議会議員の期末手当も市長等と同様に0.1か月分引き上げるものです。

市民生活は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰が続き、厳しい生活を強いられています。また、物価高と燃料代、電気代の高騰や円安の影響等で、多くの中小企業は給料を上げられないのが現状です。働く人全体の4割近くを占める非正規労働者では、期末手当を支給されない方も多数おられます。

先日、札幌市主催の年末出張相談会のテレビ報道があり、物価高騰により家賃が払えなくなったなど、生活に困っている方々の様々な声が紹介されていました。札幌市においては、全国的にも物価高騰が進んでいる地域でもあるとのことでした。

全道の18歳以下の子どもがいる世帯に対し、5,000円分の米と牛乳に引き換えることができる商品券を来月から支給する方針を道が決めっていますが、子どものいない方や年金で暮らす高齢者など、より幅広い世代への支援を求める声もありました。

また、国会で可決された首相や閣僚らの給与引上げなどを盛り込んだ特別職給与法改正法案に対しても、国民は物価高などで苦しい、民間の賃金を底上げしてから上げるなら分かるが、税金からもらう側だけ上がるのはおかしい、国民の生活が苦しい中、給与を下げるなら分かるが、上げるなんてとんでもない、ちゃんと国民のほうを向いて仕事をしてほしいなどの声が上がっていました。

札幌市においても、このように苦しい思いをしている方が多くいる状況下で、市長と市議等の期末手当を引き上げることは、到底、市民の理解を得られるとは思えません。

よって、特別職の期末手当引上げのための予算が計上されている議案第1号と議案第10号に反対します。

議案第41号は、2024年秋のマイナンバーカードと保険証の一体化に向け、マイナ保険証を持たない人に交付される資格確認書の発行などの国民健康保険システム改修の予算です。

資格確認書の有効期限は5年間であり、その後、保険証を持つためにはマイナンバーカードを申請しなければならないということになります。これは、そもそも任意であるはずのマイナンバーカードの取得の強制にほかなりません。札幌市が根拠としている国の説明は矛盾していて、そのことを市民にどう説明されるのでしょうか。

マイナ保険証をめぐるのは、別人の情報を誤って本人の資格情報にひもづける誤登録が全国で多数報告されており、個人のプライバシーや命に関わる重要な情報の漏えい、また、適切な医療が受けられなくなる危険性があります。病院へのサイバー攻撃や大規模災害によるシステム障害等によるトラブルも予想され、絶対に大丈夫ということはありません。

今回のシステム改修費7,700万円は、取得義務が課されていないマイナンバーカードに健康保険証を一体化することにより、実質的な取得の強要に資するものであり、認めることはできないと考えることから、議案第41号に反対します。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（飯島弘之） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第1号、第10号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（飯島弘之） 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第41号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、議案第27号、第29号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第2号から第9号まで、第11号から第26号まで、第28号、第30号、第32号から第40号まで、陳情第12号の36件を一括問題とします。

議案35件を可決することに、陳情1件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 異議なしと認めます。

したがって、議案35件は可決することに、陳情1件は採択することに決定されました。

○議長(飯島弘之) 次に、日程第2、諮問第1号を議題といたします。

本件は、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

(秋元克広市長登壇)

○市長(秋元克広) ただいま上程をされました諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦に関する件につきましてご説明申し上げます。

札幌市を職務区域とする人権擁護委員のうち、来たる3月31日をもって任期満了となります9氏に関しまして、赤坂正信氏、伊藤考一氏、植木則子氏、岡田由子氏、小本恵子氏、西下由美子氏、松原良次氏、八木宏樹氏の8氏を引き続き推薦するとともに、成田悠葵氏を新たに推薦することを適当と認め、議会の意見を求めるため、本案を提出したものであります。

赤坂正信氏は、現在、札幌地区労働組合総連合

顧問等をされており、平成27年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

伊藤考一氏は、平成15年に弁護士の登録をされ、現在、公益財団法人アイヌ民族文化財団評議員をされており、平成24年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

植木則子氏は、長く教職に携わり、札幌市立常盤小学校校長等を歴任され、平成24年1月から人権擁護委員に就任されている方であります。

岡田由子氏は、長く本市の市立保育園において保育士として勤務され、令和3年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

小本恵子氏は、平成15年4月から人権擁護委員に就任され、現在、札幌人権擁護委員協議会常務委員をされており、

成田悠葵氏は、平成25年に弁護士の登録をされ、現在、札幌弁護士会人権擁護委員会副委員長をされており、

西下由美子氏は、長く法務局に勤務し、札幌法務局日高支局長等を歴任され、平成27年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

松原良次氏は、現在、医療法人社団健心会桑園病院院長等をされており、平成30年4月から人権擁護委員に就任されている方であります。

八木宏樹氏は、平成8年に弁護士の登録をされ、現在、全国人権擁護委員連合会副会長等をされており、人権擁護委員を平成23年4月から令和2年3月までの3期務められた後、令和3年4月から再び人権擁護委員に就任されている方であります。

以上で、ただいま上程をされました案件についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(飯島弘之) これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

本件を推薦することを適当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、推薦することを適当と認めることに決定されました。

○議長（飯島弘之） ここで、日程に追加して、議案第42号 札幌市議会事務局設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、可決されました。

○議長（飯島弘之） ここで、日程に追加して、意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書、意見書案第3号 食料安全保障の確立のため、食料自給率の向上につながる取り組みの強化を求める意見書、意見書案第4号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書の3件を一括議題といたします。

意見書案第2号は、自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び脇元繁之議員の提出によるものであり、意見書案第3号は、民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第4号は、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに山口かずさ議員、成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものです。

これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、意見書案第4号を問題といたします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（飯島弘之） 起立多数です。
したがって、本件は、可決されました。
次に、意見書案第2号、第3号の2件を一括問題といたします。

意見書案2件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。
したがって、意見書案2件は、可決されました。

○議長（飯島弘之） さらに、日程に追加して、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林・林業・木材産業施策のさらなる充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。
したがって、本件は、可決されました。

○議長（飯島弘之） 次に、日程第3、札幌市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、本市選挙管理委員及び補充員が来る12月21日をもって任期満了となることに伴い、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙管理委員4人及び補充員4人を選挙するものです。

まず、委員の選挙を行います。

この選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（飯島弘之） ただいまの出席議員数は、65人です。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（飯島弘之） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(飯島弘之) 異状なしと認めます。
念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名です。

お手元に配付の札幌市選挙管理委員被選挙人名簿記載の被選挙人のうちから1人の氏名を投票用紙に記入願います。

投票用紙の記入は終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) これより、投票を開始します。

点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼、投票)

○議長(飯島弘之) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(飯島弘之) これより、開票に入ります。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に中川賢一議員、松原淳二議員の両議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

(立会人、所定の位置に着く)

○議長(飯島弘之) 開票を行います。
(開票)

○議長(飯島弘之) 選挙の結果を報告します。
投票総数65票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票65票、無効投票0票。

有効投票中 宮村素子さん 15票

長谷川 衛さん 15票

佐々木 肇さん 14票

三宅由美さん 14票

神友彦さん 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票です。

したがって、佐々木 肇さん、宮村素子さん、三宅由美さん、長谷川 衛さんが本市選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

この選挙も、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(飯島弘之) ただいまの出席議員数は、65人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(飯島弘之) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(飯島弘之) 異状なしと認めます。
念のため、申し上げます。

投票は、単記無記名です。

お手元に配付の札幌市選挙管理委員補充員被選挙人名簿記載の被選挙人のうちから1人の氏名を投票用紙に記入願います。

投票用紙の記入は終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) これより、投票を開始します。

点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼、投票)

○議長(飯島弘之) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（飯島弘之） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）

○議長（飯島弘之） これより、開票に入ります。
会議規則第30条第2項の規定により、立会人に前川隆史議員、太田秀子議員の両議員を指名します。
両議員の立会いを願います。
（立会人、所定の位置に着く）

○議長（飯島弘之） 開票を行います。
（開票）

○議長（飯島弘之） 選挙の結果を報告します。
投票総数65票。
これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票65票、無効投票0票。
有効投票中 村 松 正 海 さん 15票
大 嶋 薫 さん 15票
桑 原 透 さん 15票
村 山 秀 哉 さん 13票
岩 本 萬 さん 7票

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票です。

したがって、村松正海さん、村山秀哉さん、大嶋 薫さん、桑原 透さんが本市選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員及び補充員の当選人に対しましては、会議規則第31条第2項の規定に基づき、当職より通知することといたします。

○議長（飯島弘之） 最後に、お諮りします。

お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、各委員長から閉会中継続審査の申出がありますので、このとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。
〔一覧表は巻末資料に掲載〕

○議長（飯島弘之） 以上で、本定例会の議題とした案件の審議は、全て終了しました。

○議長（飯島弘之） これで、令和5年第4回札幌市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時20分